

## IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書については、「令和3年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載してください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

### 別表二

#### 「同族会社等の判定に関する明細書」

##### 1 この明細書の用途

連結親法人が法第2条第10号(定義)に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

##### 2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

### 別表五(一)付表

#### 「種類資本金額の計算に関する明細書」

##### 1 この明細書の用途

2以上の種類の株式を発行している連結法人が令第8条第2項(資本金等の額)に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

##### 2 留意点等

この明細書は、連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結法人の法人名を記載します。

### 別表十一(一)

#### 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

##### 1 この明細書の用途

連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第1項又は第5項(貸倒引当金)の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の適用を受ける場合に使用します。

##### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一(一の二)

### 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第2項又は第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)
- (2) 措置法第68条の59(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)又は平成31年改正法附則第71条(中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第68条の59第3項(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六(一)

### 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定額法又は定額法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用))において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

また、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

## 別表十六(二)

### 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定率法又は定率法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六(一)の1(2)及び(3)と同様です。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、別表十六(一)の1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。

また、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

## 別表十六(六)

### 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

- (1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書  
連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号(繰延資産の償却限度額)の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- (2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書  
連結法人が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- (3) 措置法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書が必要とされます。  
(注) 特別償却の対象になった繰延資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第67条第2項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」、「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」並びに「翌期への繰越額の内訳」の「20」及び「21」の各欄の記載は必要ありません。

また、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する附表の添付が必要です。

## 別表十六(八)

### 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別損金額を計算する場合において、令第133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六(九)

### 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

連結法人が措置法第68条の41(準備金方式による特別償却)(震災特例法第26条の6第1項前段(連結法人の準備金方式による特別償却)の規定により同法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは平成29年改正法附則第82条第4項(連結法人の減価償却に関する経過措置)に規定する特例被災代替資産等につき同項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 平成28年改正前の措置法第68条の11第6項(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定
- (2) 平成28年改正前の措置法第68条の15の6第6項(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(六)まで(令

和3年8月2日前に終了した連結事業年度にあつては別表十六(一)から別表十六(五)まで)を記載し、特別償却限度額を計算する必要があります。